清瀬市消費生活センターだより

No.113（令和８（2026）年３月）

ちえのわキャラクター
へプちゃん

ちえのわ

「知ってる？」「教えて！」

「電力の契約トラブル」の話

これから新年度を迎えようとする３月、就職や入学などを機に独立した生活をスタートする方も多いと思います。新たな生活を始めるなかで必ず関わるのが電力の契約ですが、2016 年の電力自由化以降、提供される契約プランも多様化し複雑になるなど、現在でも消費生活相談の窓口へ相談が寄せられている状況です。

そこで、今回の「知ってる？」「教えて！」では、電力の契約トラブルについてご紹介したいと思います。

トラブルの内容は？

- 契約している電力会社を名乗って業者が訪問した。安いプランの話があり、プラン変更のつもりで申し込んだところ、後で別業者と契約をしたことに気づいた。
- 「必ず電気代が安くなる」などと勧誘を受けたにもかかわらず、実際には料金が高くなった。
- 「検針票を見せてください」と訪問してきた業者に検針票を提示してしまった。勝手に契約が進んでいないか不安だ。　といった相談があります。

トラブルを避けるためには？

- 大手電力会社を名乗って勧誘をするケースもみられます。新たに契約する会社の社名や連絡先をしっかり確認しましょう。
- 電力の契約では基本料金・電力量料金のほかに、燃料費調整額・市場価格調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれることが多く、これらは燃料価格や電力の市場価格に応じて金額が変動するため、その影響で電気代が上がることもあります。料金プランのデメリットについてもしっかり説明を聞き、充分納得してから契約するようにしましょう。
- 検針票には氏名や住所などの個人情報のほか、契約先が設定するお客様番号や供給地点特定番号（電気の供給場所を特定するための番号）が記載されている場合があります。契約の意思がない場合は、安易に見せないようにしましょう。

《訪問や電話での勧誘を受けた場合、不本意な契約をしてしまってもクーリング・オフなどができる場合があります。　お困りの時は消費生活センターへご相談下さい。》

災害による停電復旧時の通電火災に注意！

地震や台風などの自然災害による停電後、電気が復旧したことにより発生する火災を「通電火災」といいます。通電火災は、電気の復旧時に電気ストーブなどの電熱器具が意図せず作動し、可燃物と接触して起こる場合や、水没したり損傷したりした電気機器に電気が流れることで発生する場合などがあります。

今回のちえのわでは、災害による被害をさらに大きくしてしまう通電火災を防ぐにはどうすれば良いか、ご紹介したいと思います。

過去に起きた災害では・・

2011 年に起きた東日本大震災では、地震が原因で起きた火災 163 件のうち 108 件（66%）が電気火災で、そのうちの 37 件（34%）が通電火災でした。地震が原因で起きた火災全体の件数 163 件からみても 23%が通電火災だったということになります。

※ 内閣府「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告書」を基に作成

停電発生時 の注意点

● 停電復旧時に意図しない器具の作動を防ぐため、
特にヒーターを内蔵した電気ストーブなどの電熱器具は、
電源プラグをコンセントから抜きましょう。

● 避難勧告が出されて自宅から避難する際など、
時間に余裕がある場合は、分電盤のブレーカーを
切ってから避難しましょう。

停電復旧時 の注意点

● 浸水などの被害を免れた電気機器を使う際は、機器の外観に異常がないか、電源プラグやコードに損傷はないかなどを確認してから分電盤のブレーカーを入れ、機器の電源プラグを１台ずつコンセントに差し、様子を確認しながら使い初めましょう。

日ごろから の備え

● 電気ストーブやヒーター類など電熱器具の周辺に燃えやすい物を置かないようにしましょう。

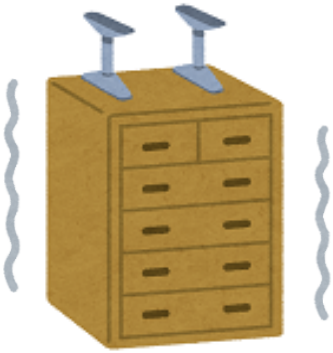

● 地震発生時などに可燃物が散乱しないよう家具は固定しましょう。

● 家電製品を選ぶ際には、転倒時や温度異常時に電源が切れる安全装置が付いた製品を選びましょう。

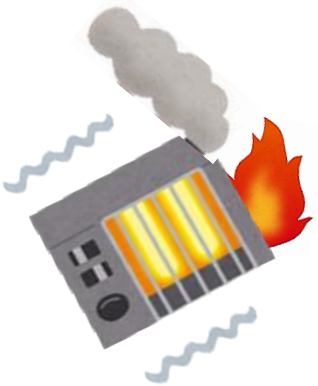

大地震などの予期せぬ事態に見舞われて気が動転している状態では、普段であれば簡単に判断の付くことでも適切な対応が出来なくなるものです。

いざという時に備え、心構えと対策を日頃からしておくことで、被害をできるだけ小さく抑えることが出来そうですね。

消費者被害防止の参考に！「消費生活相談事例集」

消費生活センターでは、年度内に受けた相談の中から
皆さんにご紹介したい事例を集めた
『消費生活相談事例集』 を発行しています。

事例の紹介のほか、被害にあわないための
アドバイスや解決のヒントを載せています。

消費生活センターにて配布をしていますので、ぜひお手に取って見て下さい。

（令和７年度版は、３月30日発行予定です。）

消費生活相談

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。
消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、
ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉の
お手伝いをします。

相談専用電話：０４２－４９５－６２１２

※ つながりにくい場合は（代表）042-495-6211 へ

相 談 日 ：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
相談時間 ：午前１０時～正午　午後１時～４時

○ 対象者は市内在住・在勤・在学の方
○ 来所・電話による相談をお受けしています。メール・FAX での相談はお受けできません。

《発行・問い合わせ》　清瀬市消費生活センター

所 在 地：〒204-0021
清瀬市元町 1-2-11 市民協働プラザ５階
電　　話：042-495-6211（代表）
受付時間：月～金（祝日、年末年始を除く）
午前９時～午後５時

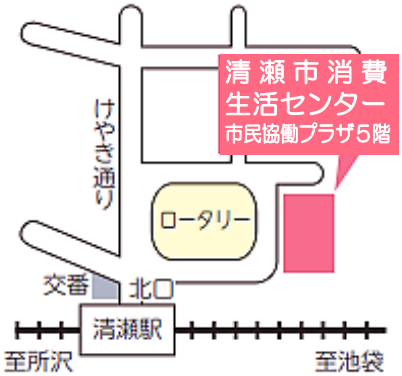

※ 目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳ＣＤを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。